

# 第6章 ごみと資源

## 1 廃棄物(ごみ)とは

廃棄物とは不要物であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略称:廃棄物処理法)等の関係法令によって、その保管、運搬、処分などの方法が規制されています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられています。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って排出される、廃棄物処理法で定められた20種類と輸入された廃棄物をいい、その処理責任は排出事業者に課せられています。

「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」といい、その処理は市町村の責務になっています。

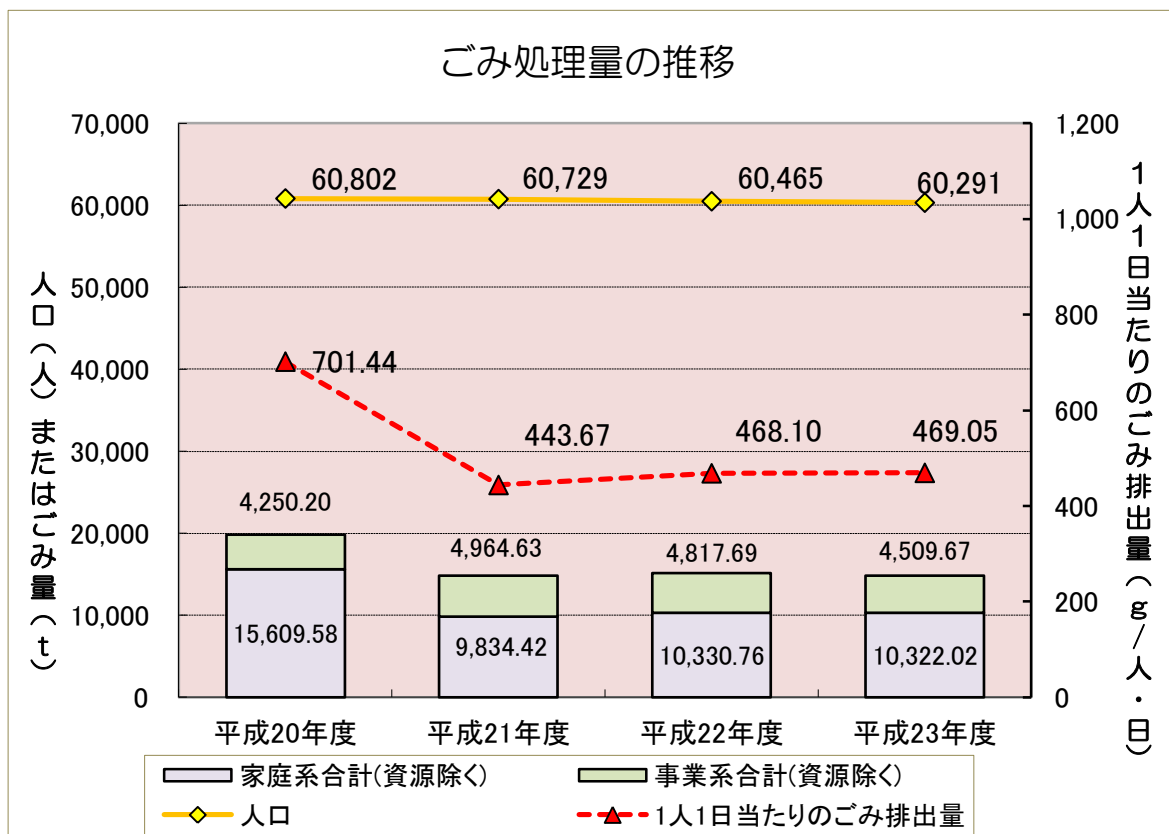
## 2 北広島市のごみ処理

### (1)一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、生ごみ、普通ごみ、危険ごみ、破碎しないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(びん・缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌)、有害ごみに分別し、各自治会等で

管理を行っているごみステーションで収集(粗大ごみは戸別収集)され、クリーンセンターで処理されます。

商店や飲食店などの事業所から排出される一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼するか、排出者が直接クリーンセンターへ搬入する方法で処理されます。



## (2) 一般廃棄物処理施設(クリーンセンター)

ごみステーションからの収集ごみと事業所等からの搬入ごみは、クリーンセンターで破碎処理し、埋立処分しています。

埋立処分地から発生する浸出水は適切な処理を行ったあと下水道に放流し、埋立ごみは即日覆土するなど、周辺への汚水、悪臭、害虫などによる影響がないよう細心の注意を払っています。また、収集された資源ごみは、それぞれの種類ごとにまとめて出荷しています。紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌、鉄くず、アルミ缶、スチール缶は売却を行い、それ以外は有償でリサイクルしています。(資料編P27 表D-3)

## (3) 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類など 20 種類

のものを産業廃棄物といい、その処理責任は事業者には課せられています。市内で発生した産業廃棄物は、市内外の民間処分場で処分されています。クリーンセンターでも告示で定められた品目に限り、条件付きで受入れできますが、リサイクルできるものについては、分別し資源化しています。

## (4) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物は広域的に処理されるため、市内の民間処理施設は、近隣市町村からの受入れも行っています。産業廃棄物処理施設は、社会生活上必要な施設ですが、大気汚染、水質汚濁等の公害の発生源になりうるため、環境に悪影響が出ることをないよう適正に管理していくことが求められています。

# 3 捨てるより生かす工夫を

現在、ごみの処理費用は年々高くなる傾向にあり、埋立地の延命化のために、減量化・資源化が望まれています。

事業系廃棄物のうち資源ごみについては、平成 6(1994)年度から無料受け入れを実施し、ごみの徹底分別と減量、資源化の意識の高揚を図っています。

平成 12(2000)年度に容器包装に係る分別収集及び再商品化等に関する法律(略称:容器包装リサイクル法)が完全施行されたことに対応し、北広島市でも段ボール、その他の紙製容器、ペットボトル、その他プラスチック製容器等の分別収集を実施しています。

また、平成 20(2008)年 10 月からは家庭ごみの有料化を実施。それに併せて資源ごみを追加してごみの排出抑制、資源化の推進を図っています。

このためには、住民・事業者・行政それぞれの責任を明らかにし、資源循環型社会の実現を

目指し、一層の減量・資源化に取り組んで行く必要があります。

## (1) びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・段ボール・紙パック・新聞紙・雑誌

資源ごみとして分別され、クリーンセンターに集められた廃棄物のうち、びん・缶・ペットボトルは、無色びん、茶色びん、その他の色びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルに分別され、市で再商品化費用を負担するなどしてリサイクルを行なっています。

プラスチック製容器包装・紙製容器包装は、破袋し、圧縮梱包処理後、市で再商品化費用を負担してリサイクルを行なっています。また、段ボール・紙パック、新聞紙、雑誌は有価で引取りを行なう業者に売却されます。(資料編P28 表D-4)

## (2) 鉄くず

粗大ごみとして分別された廃棄物のうち、鉄くずは、有価で引取りを行う業者に売却されます。

## (3) 蛍光管・乾電池

分別収集された蛍光管は、クリーンセンターに設置された蛍光管破砕機で破砕処理後、乾電池と一緒に北見市にある広域回収センターに引き渡されます。

広域回収センターでは、蛍光管や乾電池本体のガラスはガラスに、鉄分は鉄くずに再利用され、また、水銀は再度水銀として、亜鉛、マンガンは電子部品等にリサイクルされます。

## (4) 生ごみ

生ごみ用指定ごみ袋で収集される生ごみは、下水処理センターに併設されたバイオガス化処理施設に搬入されます。

ここで、発酵処理された生ごみは、乾燥汚泥肥料として農地還元されます。

処理の過程で発生するメタンガス等のバイオガスは、施設の乾燥機や暖房機の燃料として利用されます。

## (5) 廃食用油

市内 4 箇所にある回収ボックスで回収された廃食用油は、事業者が回収し、処理施設へ搬入されます。回収された廃食用油は、暖房用燃料等に再生し利活用されます。

## (6) テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

テレビ等の家電 4 品目については、市では収集しません。買い替え時に販売店に引取りを依頼したり、指定業者に引取りに来てもらったり、あるいは指定場所に持ち込むなどして適正に処理する必要があります。また、このとき全国一律の再商品化費用がかかります。この費用については、排出者が負担することになっています。

## (7) パソコン

パソコンについては、市では収集しません。製造メーカーに処理を申込み、申込み後にメーカーから送られてくる伝票類とパソコンを郵便局へ持参するか、郵便局に引取りを依頼するなどして適正に処理する必要があります。平成 15 年 10 月以降に販売されたパソコンについては、購入時にリサイクル費用を支払っているため、処分時に費用はかかりませんが、平成 15 年 9 月までに販売されたパソコンを処分する場合は、排出者がその費用を負担することになります。

なお、その費用は製造メーカーによって異なります。

## 4 野外焼却の禁止

平成 13 年 4 月の廃棄物処理及び清掃に関する法律が改正され、風俗慣習上または宗教上の行事や、農作業で直接必要な場合など一部の例外を除いて、野外焼却は禁止され、罰則の対象となっています。

また、排出ガス濃度規制がされていない小型の廃棄物焼却炉(火床面積 0.5 m<sup>2</sup>未満かつ焼却能力 50kg/h 未満)についても、800 度以上でごみを燃焼でき、温度計や助燃装置等を備えた構造をもつなど資料編 P25 表 B-24 に掲げる構造基準をすべて満たさなければなりません。